

性自認や性的指向に悩む生徒に関する
問題についてのアンケート結果 報告書

公 表 版

2026（令和8年）2月

富山県弁護士会
性の平等と多様性に関する委員会

【はじめに】

本アンケートを実施することに至ったきっかけは当委員会の委員の一人が受けた法律相談です。

生まれながらに割り振られた性別に違和感を感じている生徒の要望と同生徒が通う学校の考え方との相克がそこにはあり、実際の解決がとても難しいものであることが感じられました。

多くの学校においては、これまでは伝統的に生徒を性別において男女別に区別することが自然なこととされ、無意識のうちにそれを前提にした学校生活が成り立ってきたと思いますが、これからは性別による区別にどのような意味があるのか、考え直す段階に入ってきているのではないのでしょうか。個人が性別に違和感を感じるケースでは、学校期においてその違和感を自覚し始めると言われています。自覚し始めた当事者が、学校期において、一日のうち、一番長い時間を過ごす学校という空間においてどのように処遇されるべきなのか、今後ますます大切になってくると考えています。そして学校における処遇はこの問題について生徒たちに伝えるメッセージとなり、今後を担う若い世代において、性自認や性的指向に悩む当事者も、そうではない当事者も、共に生きやすい未来を創ることにつながるのではないのでしょうか。

弁護士会においても、人権擁護の観点から、検討すべき重要な課題であると考えています。

国の施策をみるに、2010（平成22）年には性同一性障害の子どもに配慮を求める通知を文科省が出し、2015（平成27）年の通知においては、上記配慮が、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる性的マイノリティとされる児童生徒全般に共通するものであることが明記されました。

2022（令和4）年には生徒指導提要にも性的マイノリティに関する課題と対応について新たに追記がなされました。

2023（令和5）年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関し、理解増進法が制定され、同法第6条第2項において、学校での理解促進に関する努力義務が課されたものです。

上記配慮が求められている中で、実際の学校現場における現状はどのようなものなのか、県内の学校において問題が発生していることはないのか、アンケートの結果を踏まえて、当該問題に関わる者が共に考える機会となればとの思いに端を発しています。

ここに、各学校からいただいたアンケート回答結果を当委員会において分析検討し報告をする次第です。

目次

【第1章 アンケートの実施状況】	4
【第2章 回答結果の分析】	4
第1 学校に求められている支援がなされているか	5
1 服装について（質問1-1-1）	5
2 髪型について（質問1-1-2）	5
3 更衣室について（質問1-1-3）	6
4 トイレについて（質問1-1-4）	7
5 呼称の工夫（●●君、●●さん など）について（質問1-1-5）	7
6 授業の工夫について（質問1-1-6）	7
7 水泳の授業について（質問1-1-7）	8
8 運動部の活動について（質問1-1-8）	8
9 修学旅行等について（質問1-1-9）	8
10 他の生徒への説明について（質問1-1-10）	9
11 保護者への説明について（質問1-1-11）	9
第2 性自認や性的指向に悩む生徒への対応について	9
1 質問2-1（そのほかの具体的な対応）の回答結果	9
2 質問2-2の回答結果	10
3 質問2-3の回答結果	10
第3 性自認や性的指向に悩んでいる生徒に関して生じた問題について	10
1 過去に生じた問題の有無の回答結果（質問3-1）	11
2 生じた問題の内容について（質問3-2）	11
3 問題の解決方法等について（質問3-3）	11
第4 支援制度の有無、検討状況について（質問4）	12
第5 研修・教育・組織的対応等について	13
1 生徒に対する教育の実施について（質問5-1）	13
2 教員に対する研修等の実施について（質問5-2）	14
3 性自認、性的指向に関する組織的対応について（質問5-3～4）	14
4 医師の診断書について（質問5-5）	16
第6 検討すべき課題について（質問6）	17
第7 校則について（質問7、8）	18
1 性自認や性的指向に悩む生徒に対する校則の適用について	18
2 校則の公開について（アンケート結果の概要）	19
第8 自由記載欄について（質問9）	20
【第3章 まとめ】	21
【第4章 検討結果】	22

第1	具体的に生徒からカミングアウトがなされていない場合の対処について	22
第2	具体的に学校に対するカミングアウトがなされた場合	23
第3	学校が抱える問題に対する対処	24
第4	学校において求められる対応	24
1	制服について	25
2	髪型について	26
3	更衣室について	26
4	トイレについて	27
5	呼称について	27
6	授業について	27
7	部活動について	27
8	他の生徒への説明	28
9	保護者に対する対応について	28
10	学校における支援体制等について	28
11	校則について	29
【第5章	おわりに】	32

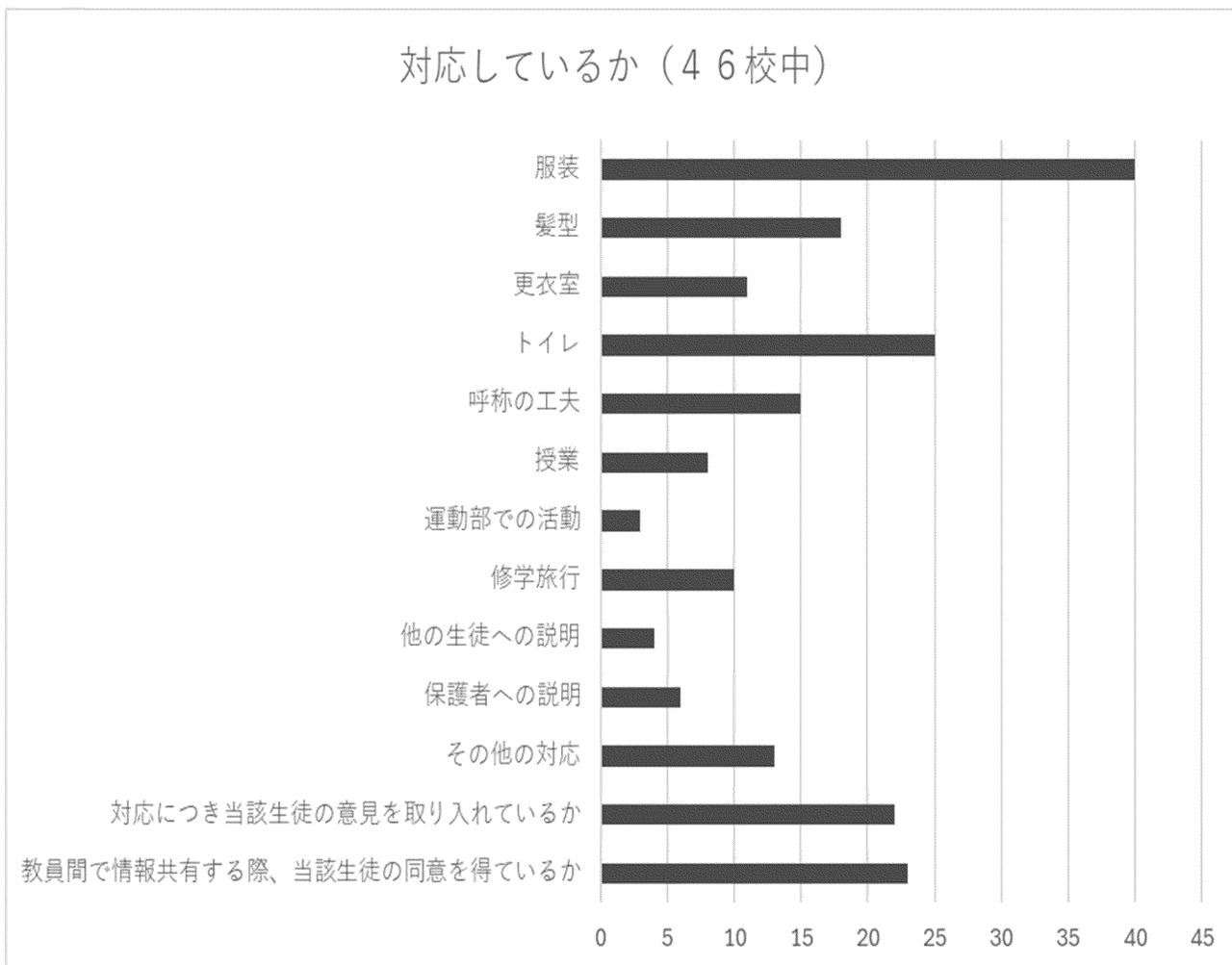
【第1章 アンケートの実施状況】

アンケートは、2024（令和6）年12月27日に、富山県内のすべての高等学校、高等専門学校、特別支援学校 合計65校に配布した。うち、現在までに、46校から回答があった。

実施したアンケートに添付した依頼文およびアンケートの内容は、別紙として文末に添付した。

【第2章 回答結果の分析】

1-1 貴校において、性自認に悩む生徒に対し、以下の項目に関する対応をしていますか。



※ 添付したグラフは形式的回答に基づくものである。たとえば、「個別の申し出があ

れば対応を検討する」「個別の教員に任せている」場合を、「対応している」と回答した学校と、「対応していない」と回答した学校があり、正確に反映することが難しいが、上記グラフにおいては、「対応している」か「対応していない」かは、学校の回答どおりに集計した。具体的な分析は本文に詳細に記載した。

第1 学校に求められている支援がなされているか

1 服装について（質問1-1-1）

対応として、「女子生徒がスラックスを着用することができる」という点を挙げている学校が多い（46校中25校）。

これは、一般的に女性がズボンを着用することはありふれていることから、制服であっても女性のスラックス姿への違和感を覚えにくいこと、通学時の防犯や防寒といった切実なニーズがあることから、学校現場でも女子のスラックス着用を認めることを受け容れやすいからであると思われる。

しかし、逆に、男子生徒が女子の制服（特にスカート）を着用するということが、あまり念頭に置かれていないように見受けられた。スカートが一般的な日本人男性の服装とはいえないからだろうか。

そのような中でも、「性別を限定せず全生徒が制服を複数の選択肢から選べる」という制度を置いている学校が16校あったことは興味深い（但し、回答内容に曖昧さがありどちらともとれるものもあったため、文脈から判断で振り分けた）。ただ、現実問題として、男子生徒がスカートやセーラー服を着用することをどこまで当然の前提としているのか、実際に着用した例があるかという点については、どこの学校も明記はしていない。

なお、「性別を限定せず全生徒が制服を複数の選択肢から選べる」という制度を置いている16校のうち7校は呉西の学校で、7校のうち4校は特別支援学校であった。

2 髪型について（質問1-1-2）

46校中17校において、男女で髪型に対する校則を区別しない対応をとっていた（校則がないと回答した学校及び現在校則を見直し中の学校を含む）。また、髪型に関する校則がない旨回答した学校が2校、長さを指導しなくなってきた旨回答した学校が1校あった。

なお、髪型に関する校則を設ける趣旨については、改めて見直す余地があると考えられる。すなわち、髪型を規制すること（パーマ・染髪等の禁止を含む。）によって、いかなる目的を達成しようとしているのかについて、生徒、教員、保護者等の間で改

めて議論されるべきである。かつては、非行の防止が髪型規制の目的として主張されたこともあったが、髪型の規制によって非行の防止が達成できることについては、エビデンスが求められるところである。

さらに、性別を理由として髪型を規制することについても、その必要性・合理性が問われなければならない。このような観点から見た場合、性自認が男性である男子生徒が校則の範囲で長めの髪型をすることも、性自認が女性である女子生徒が坊主頭や短髪にすることも、禁止を正当化する理由があるのかという疑問が生じざるをえない。

また、髪型に関する対応をしているかについて「いいえ」と回答した学校も含めて、性自認に悩む生徒に対する個別対応を考えている旨回答した学校が6校あった。そもそも、現代において、学校が特定の髪型を全ての生徒に対して強制することが許容されるのかも、改めて議論されるべきである。性自認に悩む生徒に対して個別対応を行い、他の生徒が行っている髪型と別の髪型を許容するという手法を用いることは、性自認に悩む生徒を「特別扱いを受けている生徒」として浮かび上がらせ、ひいてはアウトィングに繋がりがかねない。そのような対応が当該生徒にとって真に寄り添った対応となっているのかについて、学校は改めて検討すべきである。

そもそも、校則における具体的な規制は誰がどのような判断基準で定めるべきか、規制に対する個別具体的なあてはめはどのような基準で行われるべきか、という点については、人によって判断が分かれ得るところである。生徒の髪型がどうあるべきかという点や、これを規制する校則がどうあるべきかということには、制服よりも曖昧さが含まれる。そうすると、そもそも髪型に関する校則の存在意義や合理性自体を疑問視するという考えも生じうるところである。

3 更衣室について（質問1-1-3）

(1) 対応があると回答した学校

対応の有無について「はい」と回答した学校は11校あり、オールジェンダートイレ兼更衣室を設置済みの学校は1校あった。

その他の対応として、多目的トイレ（車椅子対応で更衣スペースもあり）を使用する、必要な場合は保健室で着替える、保健室のカーテン内で更衣する、相談室・面談室を個別の更衣室として使用する、申し出があった場合は特別に更衣場所を準備する、との回答があり、従前存在する施設を利用し工夫していることがわかる回答があった。

本人・保護者の要望を伺い、共通理解を持って進めている、意向や相談に応じる、との回答も2校からあった。

(2) 対応がないと回答した学校

「いいえ」と回答した学校においても、「申出があれば相談の上対応する」といった回答が複数ある。事例がない、特別な部屋の用意がないといった理由から「いい

え」と回答した学校が多だけで、生徒の要望に応じて対応していくという考えは異ならないと考えられる。

4 トイレについて（質問1-1-4）

(1) 対応があると回答した学校

対応の有無について「はい」と回答した学校は25校あった。

その回答としては、男女どちらでも使用できるトイレを設置、オールジェンダートイレ兼更衣室を設置済みと答えた学校が各1校ずつあったが、多目的トイレ、車椅子対応トイレの使用によって対応しているところが大多数であった。

その他、教室から離れた場所で生徒の利用の少ないトイレの使用を認める学校、教員用のトイレの使用を認めるとする学校がそれぞれ1校あった。

「男子標榜ではないトイレを1箇所設置」しているところもあるが、それがいわゆる多目的トイレを指すのかは不明である。

(2) 対応がないと回答した学校

「いいえ」と回答した学校においても、「当事者がいる場合は多目的トイレで対応することは可能である」という回答もあった。

「いいえ」と回答した学校について、多目的トイレ（障がい者用トイレ含む）の設備がないのかは不明である。

5 呼称の工夫（●●君、●●さん など）について（質問1-1-5）

(1) 「はい」と既に何かしら対応している（うち、「学校全体としての統一方針ではないが、個々の教員によって、そのような対応をしている。」「放送呼出の際に『さん』と呼称している」という回答も含む）・・・15

(2) 「いいえ」だが、申し出・相談があれば個別に対応する予定・・・6

(3) 「検討中」・・・2

(4) 「いいえ」、事例無し（のため何も対応なし）、無回答・・・22

既に何かしら対応済か、対応の意欲があるものは、半数弱であった。既に何かしら対応している場合、具体的には「男女問わず『○○さん』としている。」「男女区別なし」というものであった。

6 授業の工夫について（質問1-1-6）

(1) 「はい」と既に何かしら対応している・・・8

(2) 「いいえ」だが、該当事例があった場合は何かしら対応する予定・・・5

- (3) 個々の教師の判断に任せる・・・2
- (4) 「いいえ」、無回答、何も対応していない、「該当無し」・・・31

既に何かしら対応済か、対応の意欲があるものは、13件と3割弱に留まった。既に何かしら対応しているというのは、具体的には「相談の上個別対応」「男女別の授業の場合は、本人の意向に合わせる」「グループ活動を行う際は、性別に関係なくグループを編成、名簿も男女混合」「体育服・活動内容への配慮」「教室に入れなくなった場合、別室で対応」「性差がないように配慮」というものであった。

7 水泳の授業について（質問1-1-7）

この質問に回答した全ての学校が、水泳の授業は無し、との回答であった。

8 運動部の活動について（質問1-1-8）

- (1) 「はい」と既に何かしら対応・・・3
- (2) 「いいえ」だが、該当事例があった場合は何かしら対応する予定・・・7
- (3) 個々の教師の判断に任せる・・・1
- (4) 運動部無し・・・1
- (5) 元々、性別による設定なし・・・1
- (6) 無回答、何も対応していない、「該当無し」・・・33

何かしら対応しているか、対応する意欲のある学校は、2割にとどまった。具体的な対応としては、「個別対応」という回答がほとんどであった。部活の内容は多種多様であるから、一つの学校で統一的なルールを決めることが難しい面もあるのかもしれない。また、無回答「該当無し」の回答が最多になった。これは、部活の多種多様さの影響もあり、個々の部活の顧問に任せている側面が強くて情報共有されていない可能性もあると思われる。

9 修学旅行等について（質問1-1-9）

- (1) 「はい」と既に何かしら対応・・・10
- (2) 「いいえ」だが、該当事例があった場合は何かしら対応する予定・・・7
- (3) 修学旅行がない・・・3
- (4) 無回答、何も対応していない、「該当無し」・・・26

何かしら対応しているか、対応する意欲のある学校は、4割であった。具体的な対応としては、「個室を利用している。」や「個別対応」であった。修学旅行では、宿泊を伴うことから勇気を持って希望を申し出た生徒が多く、希望が顕在化し、現実に対応した学校が増え、「はい」が多くなったものと思われる。

1 0 他の生徒への説明について（質問 1 - 1 - 1 0）

- (1) 「はい」と既に何かしら対応・・・3
- (2) 「いいえ」だが、該当事例があった場合は何かしら対応する予定・・・7
- (3) 講演会や集会で全校生徒に対して啓発・・・2
- (4) 無回答、何も対応していない、「該当無し」・・・34

何かしら対応しているか、対応する意欲のある学校は、3割に満たなかった（講演会等の啓発活動の回答も「意欲あり」として含めた）。具体的な対応としては、本人と相談し、希望に添って進める旨の内容がほとんどであった。実際は相談があった場合の個別対応になると思われるが、“相談しやすい環境づくり”の一環として、啓発活動は、是非検討していただきたい。

1 1 保護者への説明について（質問 1 - 1 - 1 1）

- (1) 「はい」と既に何かしら対応・・・5
- (2) 「いいえ」だが、該当事例があった場合は何かしら対応する予定・・・7
- (3) 入学者説明会等で相談の呼びかけ・・・2
- (4) 無回答、何も対応していない、「該当無し」・・・32

何かしら対応しているか、対応する意欲のある学校は、3割であった（入学者説明会での相談の呼びかけ回答も含む）。具体的な対応としては、「保護者懇談を実施」「本人・保護者と相談し、スクールカウンセラーにも繋げた」等であった。

第2 性自認や性的指向に悩む生徒への対応について

- 2-1 その他、性自認や性的指向に悩む生徒に対し、対応していることはありますか。
- 2-2 1-1や2-1の対応をなす際、当該生徒の意見を取り入れていますか。
- 2-3 教員間で当該生徒が性自認や性的指向に悩んでいることについて情報共有する際に当該生徒の同意を得ていますか。

1 質問 2 - 1（そのほかの具体的な対応）の回答結果

- (1) 質問 1 の各項目以外のことについて、他に具体的に対応していることはあるかとの質問に対しては、①「ない」との回答が半分以上（46校中27校）、②「ある」との回答が13校、③無回答が6校であった。
- (2) 具体的な対応としては、（担任との）個別面談や教育相談の実施、保健室で悩みを聞くこと、および、看護師やスクールカウンセラー（SC）との連携などが挙げ

られていた。また、大学教授である専門家から助言を受けたという回答もあった。

2 質問 2 - 2 の回答結果

性自認や性的指向に悩む生徒への対応に際しては、当該生徒の意見を①取り入れているという学校が約半分（46校中22校）、②取り入れていないという学校が10校、③無回答が14校であった。

3 質問 2 - 3 の回答結果

また、教員間で当該生徒が性自認や性的指向に悩んでいることについて情報共有する際には、当該生徒の①同意を得ているという学校がちょうど半分（46校中23校）、②同意を得ていないという学校が11校、③無回答が12校であった。

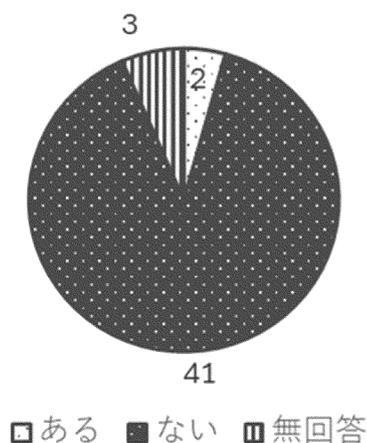
第3 性自認や性的指向に悩んでいる生徒に関して生じた問題について

3-1 貴校においてこれまでにその他に性自認や性的指向に悩んでいる生徒に関して問題が生じたことはありますか。

3-2 それはどのような問題ですか。

3-3 その際、どのように解決しましたか。

3-1 性自認や性的指向に悩んでいる生徒に関して問題が発生したことはあるか



1 過去に生じた問題の有無の回答結果（質問3-1）

これまでに性自認や性的指向に悩んでいる生徒に関して問題が生じたことがあるかという質問に対しては、①「ない」との回答が大半であり（46校中41校）、②無回答が3校、③「ある」との回答は2校であった。

2 生じた問題の内容について（質問3-2）

生徒本人の申し出により、性自認や性的指向に悩んでいる生徒を学校が認知し対応した事例があった。

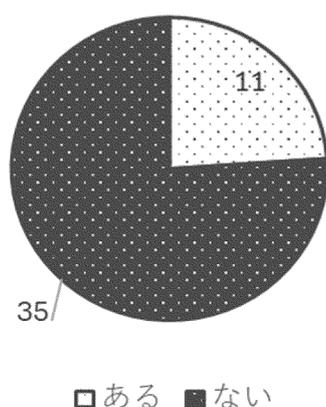
3 問題の解決方法等について（質問3-3）

保護者、本人と面談を行い、事案の内容に伴い、外部の関係機関と連携して対応したとのことであった。その際には、できる限り本人の意見を尊重して対応し、情報共有は本人の同意を得た教員等関係者のみで行ったということである。

第4 支援制度の有無、検討状況について（質問4）

- 4-1 貴校には、性自認や性的指向に悩む個別の生徒やその保護者に対する支援制度（相談窓口の設置や委員会の設置等）はありますか。
- 4-2 それはどのような支援制度ですか。
- 4-3 性自認や性的指向に悩む個別の生徒やその保護者に対する支援制度として設置等を検討していることがあればお教えてください。

4-1 当該生徒や保護者を支援する制度（相談窓口の設置や委員会の設置等）はあるか



支援制度が「ある」と答えたのは11校（ただし、うち1校については、「特別の支援制度はないが、個別に相談に乗っている」とのこと）、「なし」と回答したのが52校であった。

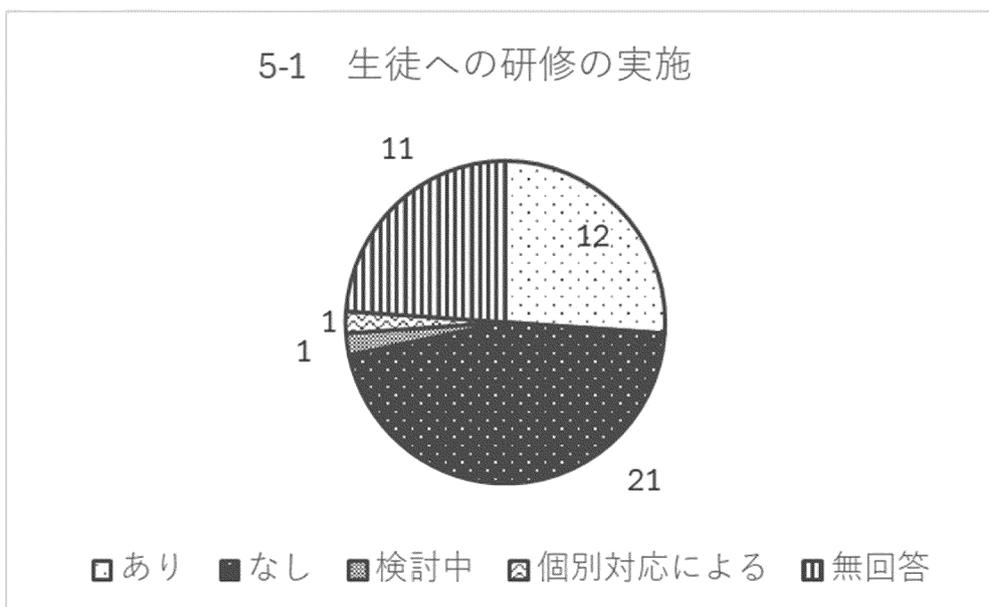
ただし、「ある」と回答した学校においても、支援制度として、保健相談、教育相談、スクールカウンセラーの相談等を挙げているところも少なくない。個別相談の必要性を認識し、常時設けている相談窓口に、このような性自認、性的指向の悩み等を受け入れることの共通認識を作ることが即時の対応策として検討すべきである。

他方、「特別支援等教育委員会」を設置している学校も1校あり、特別支援等教育委員会が支援方策を検討する組織となっているとの学校も別に1校あった。個別の教員に任せず、組織的な対応を可能とする体制を取っていることは、評価に値する。なぜなら、性自認、性的指向の悩みは、学校生活全般にわたることも少なくなく、個別の教員の裁量の範囲では解消できないことも多いからである。この点、「今後相談があれば、個別に対応する」との回答に留まっている学校も少なくなかったが、個別対応の限界については留意しておく必要があるものと思料する。

第5 研修・教育・組織的対応等について

1 生徒に対する教育の実施について（質問5－1）

5－1 性自認や性的指向に悩む生徒の問題に関し、生徒に対し教育等の実施をされていることがあればお教えてください。



何らかの教育を行ったことがあると回答した学校は12校、その他の学校は特になし、もしくは、検討中との回答であった。

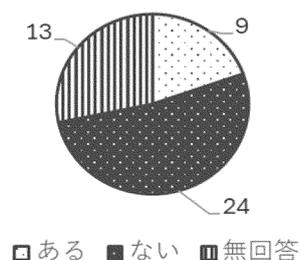
性自認、性的指向の悩みを抱える生徒は、生徒間の偏見やアンコンシャスバイアスなどによって、悩みを深め、さらに孤立を深めていくことが少なくない。性の多様性に関して学ぶ機会を作ることが重要である。上記10校のうち、保健の授業等で取り扱っているとの回答もあり、性について取り扱う際に、多様性に関する視点を入れ込むことは、学校に対し決して重い負担を強いるものではない。

この点、2つの学校は、外部講師を招いた講演会を開催しているとのことであり、意義ある取組である。

2 教員に対する研修等の実施について（質問5－2）

5－2 性自認や性的指向に悩む生徒の問題に関し、教員への研修や教育等の実施をされていることがあればお教えてください。

5-2 教員への研修の実施



9つの学校で何らかの実施がなされていた。

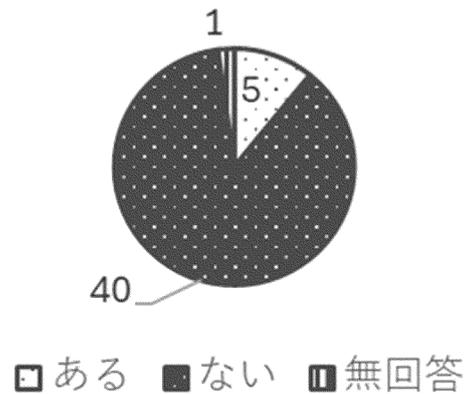
一つの学校では、教職員向けに外部講師の研修が実施されているとのことである。また別の一つの学校も、（性自認、性的指向に悩む生徒との問題に関わらず、人権問題に関して）教職員向け研修を実施しているとのことである。生徒のみならず、職員間において問題意識を共有することは、極めて重要である。

3 性自認、性的指向に関する組織的対応について（質問5－3～4）

5－3 校内に性自認や性的指向に悩む生徒に関する委員会は設置されていますか

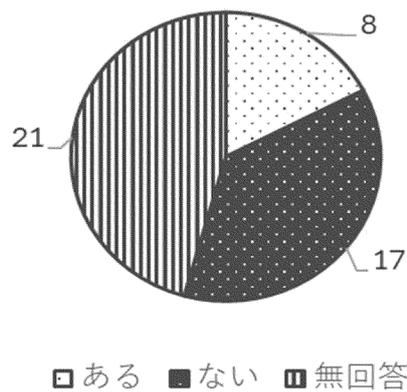
5－4 性自認や性的指向に悩む生徒の問題に関し、外部機関と連携されていることがあればお教えてください。（たとえば、医療機関、教育委員会等との連携や、委員会の委員の委嘱など）

5-3 性自認や性的指向に悩む生徒に関する 委員会の設置があるか



性的指向、性自認に悩む生徒に関する委員会が設置されていると回答した学校は、5校のみであった。このうち、一つの学校以外は、生徒に対して何らかの授業等を実施したことがあるとの回答がなされていた。学校全体で問題意識を有している学校の姿勢が垣間見えると言える。

5-4 外部機関との連携

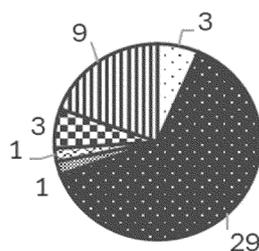


他方、外部機関との連携については、医療機関との連携、スクールソーシャルワーカーの活用のほか、外部専門職への意見聴取、児童相談所との連携について回答した学校があった。ただ、外部機関との連携について何らかの意見があったのは、8校に留まった。学校のみで抱え込むことなく、必要な外部機関との連携についても、検討すべきである。

4 医師の診断書について（質問5－5）

5－5 性自認や性的指向に悩む生徒の問題に対応する場合、医師の診断書や検査を求めますか。（なお、生徒指導提要では、診断書等を不要としています。）

5-5 対応にあたり診断書を必要とするか



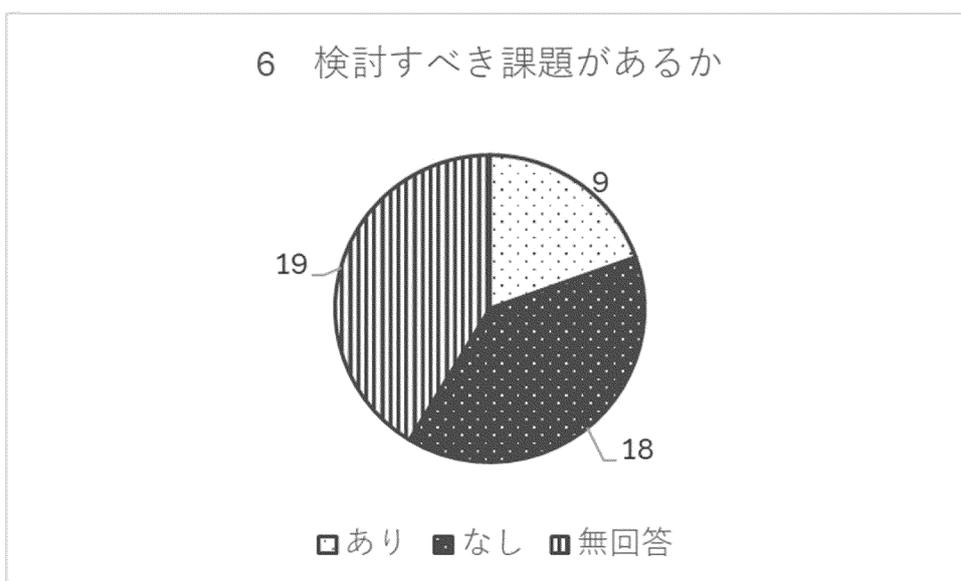
- 個別案件によっては必要とする場合もある
- 不必要
- 教育委員会と相談
- 求めないが保護者・本人に話を聞き出身中学校の対応も参考にする
- 未検討
- 無回答

不要とした学校が圧倒的に多かったが、未検討、教育委員会と協議するとの回答も若干見られた。状況により求める場合と求めない場合があると回答した学校が1校あった。

2015（平成27）年4月30日付 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長発出の「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」では、性自認に悩む生徒の対応について、「医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能である」旨明記されている。いたずらに診断等を求めることのないよう、十分に留意されたい。

第6 検討すべき課題について（質問6）

6 学校における性自認や性的指向に悩む生徒に関する問題について、検討すべき課題があれば教えてください。



相談しやすい環境作りを課題として挙げた学校は多かった。確かに、各々の学校現場において、もっとも工夫を要する点であろう。学校は、生徒達が日常を送る場であり、性自認、性的指向の悩みがもっとも出やすい場所であるから、学校で相談できるという姿勢自体が、相談しやすい環境につながるとも考えられる。

本人の言動と行動が一致しない時があり、支援する側が混乱することがあったと記載した学校もあった。

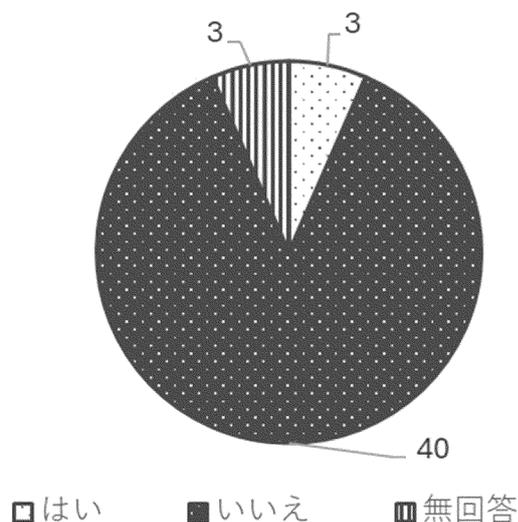
他方で、「該当する生徒がいたときの対応」や、「これまで具体化していないのでわからない」等の意見も目立った。繰り返しとなるが、性的指向、性自認に悩む生徒の存在は、決して希なものではない。「具体的な生徒が出てから」「具体的な対応が求められてから」ではなく、事前に組織的な対応ができる体制作りが必要である。

更衣室、多目的トイレなどの施設上の問題を挙げる学校も目立った。この点は予算を要する点でもあり、学校だけでは対応できないこともあろうが、「こどもまんなか社会」を標榜する富山県として、踏み込んだ対応を要望したいところである。

第7 校則について（質問7、8）

- 7-1 性自認や性的指向に悩む生徒に対する校則の適用が問題になったことはありますか。
- 7-2 それはどのような校則ですか。
- 7-3 その際、どのように解決しましたか。

質問7-1 性自認や性的指向に悩む生徒に対する校則の適用が問題になったことがあるか



1 性自認や性的指向に悩む生徒に対する校則の適用について

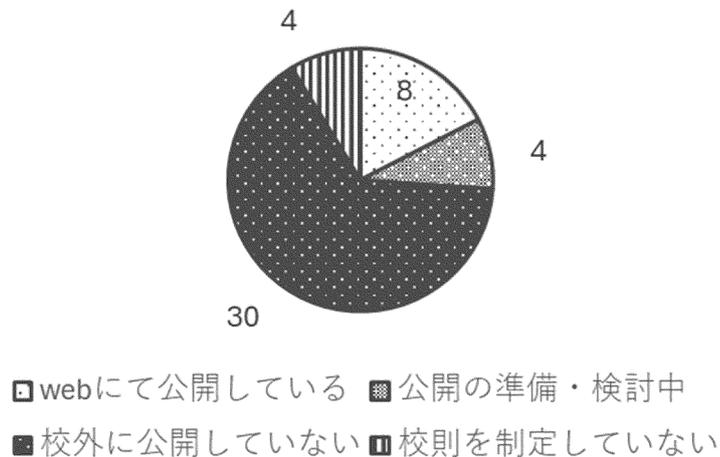
校則の適用が問題になったことがあると回答した学校は3校、無回答が3校、「いいえ」と回答した学校は40校であった。

どのような校則について問題となったかについては、髪型に関する校則を挙げた学校が2校、制服に関する校則を挙げた学校は1校である。

解決方法については、髪型に関する校則について、「状況確認の上、柔軟に対応」したとする学校が1校。男子の髪型について、「女子の規定に従うことで本人が納得。教職員の共通理解を図った。」とした学校が1校。「制服の規定で男子、女子の記載があった。」ため、「Aパターン、Bパターンとした。」とした学校が1校。

- 8-1 貴校では校則の公開はしていますか。
 8-2 どのような方法で公開していますか。
 8-3 今回、校則をご提示いただける場合は、本回答用紙にご添付ください。

質問 8-1 校則の公開について



2 校則の公開について（アンケート結果の概要）

アンケートにおいて、「貴校では校則の公開はしていますか」と質問したところ、そもそも校則を制定していないと回答した学校は、4校であった。ただし、校則を制定していないと回答した学校においては、「生徒心得」などさまざまな名称で、学校生活上の注意事項を定めているようである。

また、校則を制定していないと回答した4校以外の学校においては、校則を学校のWeb サイト等において一般に公開していると回答した学校が8校であり、公開の準備又は検討をしていると回答した学校が4校であった。生徒や保護者に対してのみ校則の内容を配付等していると回答した学校が5校であり、その他の学校は、校則を公開していないと回答した。ただし、アンケートの設問が「貴校では校則の公開はしていますか」であったために、校則を公開していないと回答した学校の中には、生徒や保護者に対してのみ校則の内容を配付等している学校も含まれている可能性がある。

「生徒心得」については、校則を「生徒心得」と呼称している学校と、校則ではないものとして「生徒心得」を位置付けている学校とが存在しており、学校ごとに「生徒心得」の位置付け及びその認識が異なっている。

なお、本アンケートにおいて、アンケート回答に校則を添付して提示していただきたい旨を依頼したが、校則を添付した学校は7校にとどまった。そのため、当委員会

は十分な数の校則を入手することができず、本アンケートにおいては、本県高校等の校則における男女の区別等について分析することはできなかった。

第8 自由記載欄について（質問9）

9 性自認や性的指向に悩む生徒の問題について、ご意見等がございましたら自由にご記入ください。

1 自由記載欄に具体的に記載があった学校は、46校中19校であった。

これまで性自認や性的指向に悩む生徒に関する問題に直面したことがないと思われる学校は、自由記載が少ない。

これまで性自認や性的指向に悩む生徒に関する問題に直面したことがないことを、以下のとおり、自由記載欄に記載した学校も2校あった。

「現在まで生徒の申し出がないため、取り扱っていません」

「本校ではこれまで相談を受けた例はありません。」

上記回答からは、現在、学校として問題に直面していないとしても、当該生徒自身が抱える問題が単に顕在化していないだけであるという可能性があることに加えて、当該生徒自身が他者に悩みを打ち明けることに高いハードルがあるということが学校において理解されていないのではないかと、といった問題点が窺われる。

本アンケートの分析によっても明らかになったが、現在、学校が、問題に直面していないとしても、学校が取るべき対応は存在する。当該生徒が抱えている悩みを学校に相談しやすい環境・雰囲気・体制作り、教員の意識・研修による当該問題への対応、問題に直面した際の組織的対応の準備・検討、情報の共有・秘匿のあり方の検討等、さまざまな課題について意識的に取組をしていくべき余地があり、学校においては積極的に取組を進められることを望む。

2 一方、問題に直面していない学校でも、自由記載欄を厚く記載した学校もあった。担当者の方の熱量によるところもあるように感じられた。

実際に直面したときにどうするか、学校が悩ましく考えている様子も窺える。人権・いじめの問題にもつながる可能性があることの記載もあった。

他の学校の取組を知る機会があればよいとの記載もあり、本アンケートがその機会になった、当該問題を意識的に考える機会になったとの記載もあった。

3 特別支援学校からは、「日常の個別の対応の延長線として捉えられている」、また、特別支援学校以外でも、「他の悩みを持つ生徒と同様に、生徒の要望に応じて個別な

対応をする」とした意見もあった。

4 実際に問題に直面していると思われる学校からは以下の記載があった。

男子生徒がスカートを履きたいと要望した場合の対応について悩みを持っている学校が複数あった。

「全生徒の平等」と「少数派である性的マイノリティへの配慮」を対立させて捉える意見もあった。

【第3章 まとめ】

1 アンケートの結果によれば、現時点では、県内において、当該問題に具体的に直面していない学校が多数であると思われた。

いまだ具体的な事例がなくても、できる限りの対応をしている、と回答された学校も複数あり、潜在的な当事者の存在を意識して、相談しやすい体制を作ることに意識を向けておられる学校もあり、大変心強く感じた。

また、本アンケートを実施することで、性の多様性への対応について学校が考える機会を得たことに意義があるとの回答をいただいたことは当委員会として、大変ありがたかった。

当委員会としては、当該問題について問題提起できたこと、新たな取組のきっかけになること、本アンケート結果を公表することで、他の学校の取組事例について知ることができる機会になることに意義を感じている。

2 次章では、本アンケートの回答を踏まえ、当委員会において検討した結果を述べる。

まず、具体的に生徒からカミングアウトがなされていない場合の対処、続いて、カミングアウトがなされた場合の留意事項、学校が抱える問題について、さらには、アンケートの項目に沿って個別対応について順に述べる。

※なお、以下の検討結果は、あくまでも当委員会において展開された議論の結果であり、弁護士会の公式見解ではないことにご留意ください。

また、当委員会の議論は、基本的に、文科省がこれまでに出している通知、生徒指導提要、理解増進法およびその制定過程等に基づいてなされており、学校においてもそれらにつき十分な理解がなされるべきとの考えに則っているものです。

当委員会 で な さ れ た 議 論 を こ こ に 示 す こ と で 、 こ の 問 題 に つ き 、 関 係 す る 者 す べ て が 、 共 に 考 え る き っ かけ に な れ ば と 考 え て い ま す 。

【第4章 検討結果】

第1 具体的に生徒からカミングアウトがなされていない場合の対応について

- 1 本アンケートの自由記載にもあったが、「本校には、当事者がいないため、何らの対応もしていない」との回答が見られた。

この点、学校において当事者がいないと決めつけることは決してできないと警鐘を鳴らしたい。「学校に話をした当事者」がいないに過ぎず、生徒の中には学校に話したくても話せていない当事者、そもそも学校にも誰にも知られたくない当事者がいるかもしれないことを常に意識して、学校は対応を検討する必要があると考える。

- 2 当委員会において、学校の対応について、以下の議論がなされた。

- (1) 「本校には、当事者がいないとして、何らの対応もしていない」といった言動、態度を学校や教職員が表出すること自体によって、潜在的な当事者を傷つけること、学校の無関心な態度が生徒らに誤ったメッセージを送ってしまうことがないように深く注意を払うべきである。学校全体が醸成する雰囲気には格別の注意が必要である。

- (2) 教職員の何気ない言葉で当事者を傷つけることが決してあってはならない。

本アンケートによれば、教職員向けの研修を行っている学校はまだまだ少なかったが、具体的事案がない場合においても、教員向けには最新の知識と支援のノウハウを常にアップデートする研修を受ける体制が必要である。

- (3) 校内の雰囲気を醸成するためには、校内における学校の当該問題への取組の姿勢を見せることが必要である。

本アンケートによれば、実施している学校は少なかったが、当該問題に関する生徒向けの教育・研修も積極的に行うべきである。

当該問題に端を発していじめ等に発展することに危惧を抱く学校もあった。人権擁護の観点からも常に生徒・教員・保護者等に対して教育・啓発活動に取り組む必要がある。

- (4) 性自認に悩みを抱える生徒は、学校に話をしたくても、学校に何かを要望したくても、相談できず、学校内における生きづらさを感じている生徒もいるかもしれない。その可能性を十分に踏まえ、相談しやすい環境づくりが大切である。他人に知られず相談できる窓口の工夫が必要であるし、常に望めば相談ができることを生徒にメッセージを伝える必要がある。

また、少なくとも相談窓口となる者は、当該問題について深い理解をしている必要がある。相談先が当該問題を理解しているかどうかによって相談しやすいか否かが変わってくる、相談先で差別を受けないか、間違った対応をされるのではないか、

との二次被害のおそれを感じていてそれがプレッシャーになり、アクセスのしにくさにつながるといった課題が想定されるところである。

(5) 逆に、そもそも他者に知られることを避けたいと考える当事者もいるであろう。その場合、学校に話をするを強制してはならない。学校による詮索は控えるべきであるし、医師への診察を強要してはならない。

(6) 仮に、「学校に対してカミングアウトをした当事者」がいない場合であっても、潜在的に当事者がいることを前提として、生徒がカミングアウトしてきた場合に備え、学校はいつでも対応できるよう、組織的な対応を準備しておくべきである。

組織的な対応とはすなわち、対応マニュアルを作成したり、学内で本問題を専門的に扱う委員会を設置したり、委員会では外部の専門家と連携をしたりする、といったことが考えられるが、本アンケートによれば、そのような対応をしている学校は、残念ながらいまだ少なかった。委員会を設置している学校もわずかに数校である。マニュアルの作成をしている学校はなかった。一方、外部の専門家との連携を検討すると回答した学校もあった。

一部の熱心な教員による個別の対応に委ねようとすることは、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」6条2項が予定する学校の対応としておよそ不十分である。常に学校全体での対応を念頭に置き、教職員には定期的な研修を実施し、新たな知識・知見と支援のノウハウを共有しておくべきである。

のみならず、外部との連携、たとえば、知見のある主治医や精神科医、児童精神科医など、平時から医療機関との連携を取っておくことが重要である。

(7) 事前に準備をしておけばこそ、いざカミングアウトがあったときに学校が適切に対応することができるということは、今一度、学校全体で認識されてよい。学校が事前に十分な準備をしていれば、保護者や他の教員と情報共有をするにあたって当事者本人の意向を尊重すべきこと、他の生徒への説明をどうするかについても当事者本人の意向を最優先すべきであること、医師の診断書を要求する必要ないこと等の基本的な対応（文科省の通知において求められている対応）の際に、学校が対応を誤るリスクは減少するのである。

各校において、潜在的な当事者の存在を前提とする対応について、アンケートでは不十分であるように感じられた。これを機会に組織的な対応を見直し、潜在的な当事者の存在を意識しておく必要がある。

第2 具体的に学校に対するカミングアウトがなされた場合

当委員会において、学校の対応について、以下の議論がなされた。

- 1 学校に対してカミングアウトがなされた際には、アウトティング（当事者の性的指向、性自認等について、本人の承諾なく周囲に知らせること）を決してしないよう慎重に気をつけなければならない。

2 相談を受けた教員の対応が、大変重要となる。生きづらさを感じている生徒の声に耳を傾け、本人の意向を十分に理解すべきである。

当事者の意向を常に把握しながら慎重に事柄を進める必要がある。

本アンケートでは、具体的な対応や教員間での情報共有、保護者との情報共有等について、当事者の意向を配慮しない、と答えた学校が一定数あった。これは明らかに、文科省の通知にも反するものであり、当該問題が、当該問題を抱える本人の意思を無視して取り扱うことによってさらに傷つきを与え、また、当該問題を本人の知らないところで取り扱われることに対する疑念があれば、当該問題をカミングアウトし、要望事項を学校に伝えることを萎縮させることにもなり、本人のつらさに寄り添うことができないことを肝に銘じるべきである。

他の生徒への説明をするのかしないのか、するとしてどのような説明をするかについても難しい問題であり、検討すべき課題となる。

第3 学校が抱える問題に対する対処

1 本アンケートにおいては、学校が対応を迷う問題に直面した場合の相談先を求める様子もうかがわれた。特に、既に当該生徒への具体的な対応をしている学校においては、現場の苦悩がうかがわれた。

都道府県によっても対応などが異なるとして、今後、富山県全体として統一した見解などを教育機関へ還元していただきたいとの声もあった。

2 当委員会において、行政の対応について、以下の議論がなされた。

- (1) 各学校に委ねるだけではなく、行政において、学校に対する啓発、教員に対する研修、学校からの相談窓口の設置等も可能なのではないか。
- (2) 学校からの相談を受けた場合に備えて、各専門機関（医師、ソーシャルワーカー等）との連携を取れる体制を作っておくことも重要である。
- (3) 学校だけでは解決できない問題として、予算の問題がある。当該問題に関し、行政の予算の拡充も必要である。

たとえば、多目的トイレを使用するところを見られれば、自分の性に関する違和感を抱えていることが他者にわかってしまう心配を抱く生徒もいるであろう。理想的には、更衣室やトイレについても、個室を作り、対応をすべきと考えられ、順次、ハード面での予算の拡充によって対応がなされるべきであろう。

第4 学校において求められる対応

学校では、それぞれの多種多様な場面においてこと細かく丁寧な対応をすることが

求められる。

本アンケートにおいては、2015（平成27）年の文部科学省初等中等教育局児童生徒課長発出の「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の別紙「性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の実例」を参考にアンケートの項目を立てたため、同項目に沿って検討する。

1 制服について

本アンケートによれば、女子がスラックスを履くことが広く一般化しつつあることが窺われた。そこから一步進んで、男子がスカートを含む伝統的な女子の制服を着用することの可否（弊害があるのかないのか、あるとしたら克服できないのか）を検討することが望まれる。

また、制服自体は廃止しないとしても、「性別を限定せず全生徒が制服を複数の選択肢から選べる」という制度がより普及してもよい。

校則においては、制服を男女別とするのではなく、例えば、性別にかかわらずAタイプ・Bタイプから選択する方式を採用するなど、性に基づく区別自体を廃止している点において、望ましい内容となっているものも存在している。

しかしながら、性に基づく区別を廃止した方式の実態を見ると、詰め襟の学生服（いわゆる「学ラン」）かセーラー服かのいずれかを選択する方式としていたり、男女の区別を廃止した上で、従来の女子の制服についてスカートだけではなくスラックスも可とする方式としているものも見られる。社会的・文化的に男性的記号を表象しているとされる服装を女性が選択したり、あるいは、その逆の選択をすることが可能となったことは、クロスドレッシング（社会的に異性のものとされる衣服を着用すること）の観点から選択肢を増やした点で、望ましい面はある。しかしながら、性自認が男女のいずれでもある／いずれでもない／いずれか決められない生徒や、そもそも性を服装に表象させること（「男らしい服装」や「女らしい服装」の着用）を望まない生徒、また、性を服装に表象させることによって性別不合の葛藤に悩む生徒（例えば、生物学的性別が男性であり、ジェンダーアイデンティティが女性である生徒にとってみれば、「男らしい服装」か「女らしい服装」かの選択を迫られることとなり、「男らしい服装」を選べば、自らのジェンダーアイデンティティとの葛藤を生ずるし、「女らしい服装」を選べば、性別不合のカミングアウトを事実上迫られることとなる。）などにとってみれば、クロスドレッシングが選択肢となるとは限らない。むしろ、そのような生徒たちにとってみれば、ユニセックス（性別にかかわらず）の観点からの選択肢、すなわち、男性的記号も女性的記号も表象していない服装の選択肢の増加が望まれるところである。したがって、このような観点から、制服については、今後も見直しを継続することが望まれる。

なお、制服については、「配慮が必要な場合は個別対応する」旨の記載をしている

学校も見られた。しかし、ジェンダーアイデンティティは、いわばスペクトラムのようであって、かつ、複雑でもあるから、原則一例外の図式で捉えられるべきものではない。さまざまなジェンダーアイデンティティを抱いている生徒一人ひとりが、今まさにこの場所に存在しているという事実に向き合い、学校という社会の中で、互いが互いを尊重するという観点からすれば、「まずは男女（あるいはAかB）に二分して、例外的な生徒を個別に配慮する」という枠組み自体が、再考されるべきである。このような「配慮」という考え方自体が、性的少数者をアウトサイダー（「原則」に適應できない、「配慮」を要する人々）へと追いやり、差別を生み出す危険性があることに、留意しなければならない。

なお、いわゆる異装（学校所定の服装以外の服装の着用）については、生徒指導部等への申出（届出）で足りるものとしている学校と、許可を要することとしている学校とがある。届出制であれ、許可制であれ、なぜ、正装と異装との区別を設けているのかについて、生徒が主体的に考え、議論して、継続的に校則を見直していくことが望まれる。その上で、異装について許可制とするのであれば、何を許可し、何を不許可とするのかについて、理由とともに、許可の基準を校則に定めておくことが望まれる。

2 髪型について

髪型について、男女で区別した校則の学校において、男子の長髪が問題となったが、女子の規定に従うことで本人が納得し、教職員の共通理解を図ったとの回答があった。

髪型については、性自認の問題を出発点として髪型に関する校則を考えていくというよりも、そもそも髪型に関する校則の合理性や存在意義や合理性自体を見直していくことも有益であると思われる。仮に髪型に関する校則自体は存続し続けるとしても、その内容の合理性を見直したり、個別具体的なあてはめの段階で性自認への配慮を考慮要素に含めたりすることで、性自認に悩む生徒に対するきめ細やかな対応が実現できるものと思われる。

3 更衣室について

ハード面の拡充として予算が伴うものであるところ、既存の施設による対応を実施し、必要に応じて部屋を用意したりして、本人の要望を尊重しようとしている姿勢が見られた。

生徒が減少し、空き教室も増えてきており、空き教室を更衣室に充てることもありえる。今後、拡充する場合に、性の多様性を踏まえて、どのような形がロールモデルか、理想的なのかを検討していくべきである。例えば、伝統的な性別による区別を前提とするのではなく、個室ブース型の更衣室などを設置することも考えられるところ

である。

4 トイレについて

更衣室と同様、ハード面の拡充には予算を伴う。性の多様性に対応し、各校とも、既存の施設（多目的トイレによる対応）での対応を実施している。また、本人の要望を尊重しようとしていることもうかがわれる。

多目的トイレがない学校があるのかは不明であるが、性別問わず利用できる多目的トイレは、性自認のカミングアウトを迫られるものではなく、設備として好ましい面がある。

ただ、多目的トイレを使用するところを他の生徒に見られれば、自分の性に関する違和感を抱えていることが他者にわかってしまう心配を抱く生徒もいるであろう。

理想的には、個室を作り、対応をすべきと考えられ、順次、ハード面での予算の拡充によって対応がなされるべきであろう。

5 呼称について

他の項目と比べると、高い割合で対応がなされており評価できる。呼称を変えるだけであればコストもかからないこと、男性女性問わず「さん」と呼ぶことは、世間一般的であって心理的ハードルも低いこと等の、取り組み易さが影響していると考えられる。他の学校も、是非取り組んでいただきたい。

6 授業について

授業は多種多様であるから、実際には対応方法も個別の対応となる。ただし、生徒からの要望がない場合であっても、悩みを抱えている生徒がいる可能性を考える必要がある。まずは、前提として、「体操服・活動内容への配慮」について、どの学校も取り組むべきである。

7 部活動について

顧問の個々に任せるだけではなく、組織的にある程度の方針や基準を設けることが望ましい。その前提として、顧問への啓発と、相談しやすい環境作りとが必要である。そして、部活の種類によっては、ある程度の基準を設けることは可能である。例えば、ユニフォームのある部活については、ユニフォームの形や更衣室について配慮する、合宿・遠征がある部活については宿泊先での配慮をする等が考えられる。

8 他の生徒への説明

当該生徒が悩みを抱えていることを学校に告白した場合に、他の生徒に対してそれを説明するか、どのように説明するのかは難しい問題である。

当該生徒だけ特別な許可を得て他の生徒と異なる取り扱いをする場合に、他の生徒に対し、当該取り扱いについて学校としてどのように説明するのか、といった問題がありえる。

当該生徒が他の生徒に知られることを望まない場合等、当該生徒の意向を最優先にし、慎重に対応する必要がある。

9 保護者に対する対応について

当該生徒が学校に告白した場合であっても、保護者に知られることを望まない場合もありうる。この場合も、当該生徒の意向を最優先にし、慎重に対応する必要がある。

当該生徒が入学に際し、何らかの要望を学校にすることの障壁を低くするため、入学者説明会等で呼びかけを行うことは、すぐにでも実施できる内容と思われるため、是非検討していただきたい。

10 学校における支援体制等について

- (1) アンケートの回答では、生徒から直接相談を受けた者、学級担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラーと連携して対応するとの回答が複数あった。また、学校外の専門家や教育委員会、児童相談所等と連携して対応している事例が示されていた。

生徒が情報を共有しても良いとの意向を示した場合が前提となろうが、相談を受けた者だけで抱え込むことなく、学校として効果的な対応を進めるためにも組織的に取り組むことが重要であると考えられる。この点、文部科学省の通知においては、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めることも推奨されている。

なお、医療機関の受診や医師の診断等は必須ではない。医師を講師に招いて研修を実施することなどが有効であると考えられる。

- (2) 性自認に係る生徒への配慮について

ア 性自認等に悩む生徒が求める支援は、当該生徒が有する違和感の強弱等に応じて様々であり、また、当該違和感等も時の経過に従い強弱に変動があり得るものから、学校としては先入観を持たず、その時々々の生徒の状況等や意向等を踏まえて支援を行うことが必要である。

この点、生徒への対応に際して本人の意見を取り入れていないという回答が少なからずあり、極めて問題がある。さまざまな理由から本人の意見を取り入れることが困難な場合もあろうが、取り得る代替的な対応方法を可能な限り模索すべきである。

イ また、生徒が自身の性自認等を可能な限り秘匿しておきたい場合もあることから、教職員等の中で情報共有する際には、当事者である生徒に対し、情報を共有する範囲や意図を十分に説明・相談し理解を得つつ進める必要がある。

この点、教員間で情報共有する際に当該生徒の同意を得ていないと回答した学校が少なからずあったが、速やかに是正すべき点である。

(3) その他

今回のアンケートの回答を見る限りでは、富山県内の高校・特別支援学校等において、性自認や性的指向に悩んでいる生徒に関して問題が生じた事例は、多くはないと考えられる。

もっとも、相談することや支援を受けることを希望していたものの、生徒自身がい出せなかったり、対応が十分になされなかったりしたために顕在化しない場合があることに、思いを馳せるべきである。

この点、生徒が相談しやすい環境や相談があった場合の適切な対応を実現するためには、まず教職員らが性自認や性的指向のことについて適切に理解していることが大前提となることから、研修等を活用して教職員らの資質向上に取り組む必要がある。

少なくとも、文部科学省の2015（平成27）年4月30日付の通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」、および、その後に同じく文部科学省から出された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」は、学校関係者全員が習熟しなければならない。2022（令和4）年には、生徒指導提要にも性的マイノリティに関する課題と対応について新たに追記がなされている。

参考：文部科学省 性的マイノリティに関する施策（同省 Web サイト）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1415166_00004.htm



1.1 校則について

(1) 校則の内容についての検討

制服・校則における髪型規制については既述したところであるが、校則の内容の検

討についてさらに述べる。

頭髪、服装、所持品等について、「華美でない」とか、「高校生にふさわしい」といった、曖昧な概念によって規律されているものがあり、何が許容されており、何が禁止されているのかが、一見して不明確である規定が存在している。このような不明確な規定は、性的マイノリティの問題を抱える生徒が、自らの違和を解消するための頭髪、服装、所持品等について、教職員等の判断で一律に規制される可能性を秘めている。そもそも、「華美でない」とか、「高校生にふさわしい」といった観点からの規律自体が必要かどうかという点から出発した上で、必要であるとするならば、なぜそれが必要であり、何が「華美」であり、何が「高校生にふさわしい」のかといった点について、生徒が主体的に考え、議論して、継続的に校則を見直していくことが望まれる。その際、「華美でない」とか、「高校生にふさわしい」といった規定自体がもはや不要であるとの結論に至るのであれば、そのような規定を廃止することも検討されてよい。

他方で、肌着、靴下等の色・柄から、ズボンのベルトの幅やスカートの丈の長さに至るまで、規律密度が厳格に過ぎると思われる規定も存在している。このような規律密度の厳格な規定についても、なぜそのような規定が設けられているのかというルールの意味について、教職員と生徒との間で、相互の理解が図られなければならない。そうでなければ、指導する側もなぜ指導しなければならないのかを説明できないし、指導を受ける側もなぜそのようなルールを守らなければならないのかが理解できないはずである。例えば、ベルトの幅を3cm程度とする規定や、スカート丈を膝頭の中心よりも短いものとしてはならない旨の規定などについて、なぜそのような幅・長さの定めが存在しているのかを説明できなければならない。このことは、パーマ、染髪、整髪料の使用、化粧、アクセサリ等の禁止に関する規定についても同様である。このような規律密度の厳格な規定についても、なぜそのような規律が必要なのかという点から出発した上で、どの程度の規律密度が必要であるのか、あるいは、廃止すべきかどうかについて、生徒が主体的に考え、議論して、継続的に校則を見直していくことが望まれる。

(2) 生徒指導提要の改訂と富山県内の動き

校則については、2022（令和4）年12月に、文部科学省が『生徒指導提要』を12年ぶりに改訂し、「校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要」であり、「そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切である」としている（『生徒指導提要』101ページ）。

また、「校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められ」としており、「校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要」としている（同102ページ）。

さらに、校則の「内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、そのあり方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい」としており、校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、「校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる」だけでなく、「校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有する」と指摘されている（同102～103ページ）。

富山県では、『生徒指導提要』の改訂に先立ち、2021（令和3）年6月の富山県議会において、県立高校の制服及び校則の見直しと校則の公表を求める高校生の請願（請願第6号）が採択されている。

このうち、校則の公表については、2024（令和6）年6月の富山県議会定例会（2024（令和6）年6月19日一般質問）での廣島伸一教育長の答弁によれば、県立高校39校中、ホームページで校則を公開している高校は2校、公開に向けて準備検討を行っている高校は12校であったとされる。今回のアンケート結果からは、校則を学校のWebサイト等において一般に公開している学校の数が増加していることが窺えるものの、多くの学校においては、未だ公開されていないことが明らかになっている。今般のアンケートにおいても、校則を添付して頂いた学校は多くなかった。各学校においては、『生徒指導提要』の趣旨を踏まえ、校則を早期に公開することが求められる。

なお、校則の見直しについては、2025（令和7）年2月の富山県議会定例会（2025（令和7）年3月3日一般質問）での廣島伸一教育長の答弁によれば、県立高校39校中、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの間に、校則の見直しをした学校は36校であり、その際、生徒会主催で校則に関するアンケートを実施し、各ホームルームで意見交換の上、全校生徒で議論している学校や、保護者も交えて議論の場を設けている学校もあったとされる。校則の見直しを行うにあたっては、『生徒指導提要』の趣旨を踏まえ、生徒が主体的に参加することが求められる。

【第5章 おわりに】

- 1 伝統的に、学校はこれまで男女の区別によって統制されてきたところがあると思われる。これまでは、たとえば、校内での通称や名簿順について等、当然のように性別を前提とされてきた。

しかし、学校において、男女の区別をしなければならない必要性はそもそもあるのか、今一度立ち止まって考える必要があるのではないか。子どもたちが常に身を置く、子どもたちにとって最も身近な学校において、性の多様性を尊重する対応を意識されることは、未来に向けての社会での理解の醸成にもつながる。学校においてはこれからますます意識改革が望まれるのではないだろうか。

- 2 学校においては、服装や髪形など目に見える形で、本人が感じている、与えられた性別への違和感を表現する生徒もいるであろう。

そのような中で、本アンケートにおいては、服装や髪形を男女の性別で分けて定める校則も散見され、性の多様性への対応ができるのか疑問が生じる場面も想定されたが、今後、理想的な校則は、究極的には、性別の別による必要性はないのではないか。特に、制服については、性別による区別をなくしたとしても、戸籍上の男性がスカートを履くことはカミングアウトの強要ともなりえ、そもそも制服自体を残す必要性がいよいよなくなってくるのではないか。髪型や校則それ自体についても本文中に詳述したとおりである。

- 3 なお、「性的指向」に悩みを有する生徒に関しては、学校現場で何らかの対応をされている様子はいかがわなかった。学校現場では、「性自認」に悩みを有する生徒に対する対応が中心となっているようであるが、性的指向に悩みを有する生徒に対しても、同様の問題意識を持って取り組むべきと考える。すなわち、性的指向について、からかいや冗談の対象としたりすることは厳に慎むべきであり、たとえカミングアウトしていない場合でも、潜在的な当事者がいることを意識し、多様な性のあり方について差別や人権侵害を招くことがなきよう細心の配慮をすべきである。

- 4 本アンケートにおいては、性的マイノリティであれ性的マジョリティであれ、当事者たる生徒自身がどのように考えているかには踏み込むことができていない。今後は、当事者たる生徒の考えにいかにして寄り添うことができるかが課題となろう。

- 5 本アンケートにおいては、「全生徒の平等」を対立利益としてとらえ、性的マイノリティには「生活上の制約もやむを得ない」とする回答があった。

これは、理解増進法第12条において「全ての国民が安心して生活できることとなるよう、留意するものとする」と定められていることを受けてのものとして推察されるが、この理解増進法第12条については、法の成立過程において、「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理解増進法の基本理念（第3条）を強調する趣旨で設けられたものです。性的マイノリティの方、性的マジョリティの方のい

ずれの方も、お互いの人権や尊厳を大切にすることによって、生き生きとした人生を享受できる社会の実現を目指すことを確認するものです。」（2023（令和5）年6月9日衆議院内閣委員会立法提案者発言）とされている。

すなわち、法の制定過程に鑑みても、理解増進法第12条は「他の児童生徒への配慮」や「全生徒の平等」を対立利益としてとらえ、性的マイノリティの生活上の制約を正当化するものではない。難しい問題が生ずる場面もあるかもしれないが、人権尊重の観点から、あくまでも当該当事者の権利を尊重すべきである。

- 6 弁護士会においても、既存のスクールロイヤーや法教育の枠組みを使って、学校と積極的に連携をすべきであるし、子どものなやみごと相談において当事者からの相談を受けられることができる。今後は、当該問題に特化した相談窓口を設置することも検討すべきである。

以 上

令和6年12月27日

富山県内高等学校
富山県内特別支援学校
富山高等専門学校

各位

富山県弁護士会

会長 浦田 秀幸

アンケート調査ご協力のお願い

謹啓 貴校におかれましては、平素から富山県弁護士会の活動につき、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当会では、会内に「性の平等と多様性に関する委員会」を設け、ジェンダー、性的指向、性自認等を含むすべての性の平等と多様性の尊重を実現するため、必要な方策等の調査及び研究、対応策の提言等を行っております。

昨年は、いわゆる LGBT 理解増進法が制定され、学校においては、児童、生徒又は学生に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備等の措置を講ずることが努力義務として規定されました。

こうした社会の動向を踏まえて、学校における性的マイノリティの子どもたちへの対応について実態の調査及び研究を行うため、当会から県内の各高等学校等に対して、アンケート（別添）を実施させていただきたくこととなりました。ご多用中のところまことに恐れ入りますが、アンケートの実施にご協力くださいますようお願い申し上げます。

回答については、令和7年1月末日までに、当会事務局宛に、同封した返信用封筒にてご返送いただければ幸いです。電子メールによる送付も可能ですので、ご希望の場合は、当会事務局宛ご連絡ください。

なお、回答結果については、当会において取りまとめの上、報告書等の形式で公表し、提言などをできればと考えておりますので、今後の各校の取組にお役立ていただくことができると存じます。公表の方法については現時点では未定ですが、当会の Web サイトに掲載したり、各学校に送付する等の方法を検討しております。もっとも、回答結果のうち、具体的な個別の事案にわたる部分については、アウトティング防止やプライバシー保護の観点から、会内での研究のために使用するにとどめ、非公表といたします。学校が特定される公表も、学校の個別の同意がない限りいたしません。

ご不明な点等がありましたら、下記問い合わせ先にご連絡くださいますようお願いいたします。

謹白

【本件に関するお問い合わせ先】

富山県弁護士会（担当事務局 五十嵐）

〒930-0076 富山市長柄町 3-4-1

TEL：076-421-4811 FAX：076-421-4896

E-mail：igarashi@tomiben.jp

富山県弁護士会 (2024. 12 実施)
性自認や性的指向に悩む生徒に関する問題についてのアンケート
回 答 用 紙

高等学校

御担当者名

電話番号またはEmail:

ご協力ありがとうございます。以下、お差支えない範囲でご記入ください。

【はい・いいえ】の選択肢のあるものについては、いずれかに○をつけてください。

余白が足りない場合は別紙をお付けください。

1-1 貴校において、性自認に悩む生徒に対し、以下の項目に関する対応をしていますか。

1-1-1 服装

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

1-1-2 髪型

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

1-1-3 更衣室

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

1-1-4 トイレ

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

1-1-5 呼称の工夫 (●●君、●●さん など)

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

1-1-6 授業

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

1-1-7 水泳

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

1-1-8 運動部の活動

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

1-1-9 修学旅行等

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

1-1-10 他の生徒への説明

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

1-1-11 保護者への説明

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

2-1 その他、性自認や性的指向に悩む生徒に対し、対応していることはありますか。

【はい・いいえ】

【具体的な対応の内容】

2-2 1-1 や 2-1 の対応をなす際、当該生徒の意見を取り入れていますか。

【はい・いいえ】

2-3 教員間で当該生徒が性自認や性的指向に悩んでいることについて情報共有する際に当該生徒の同意を得ていますか。

【はい・いいえ】

3-1 貴校においてこれまでにその他に性自認や性的指向に悩んでいる生徒に関して問題が生じたことはありますか。

【はい（→3-2・3-3へ）・いいえ】

3-2 それほどどのような問題ですか。

3-3 その際、どのように解決しましたか。

4-1 貴校には、性自認や性的指向に悩む個別の生徒やその保護者に対する支援制度（相談窓口の設置や委員会の設置等）はありますか。

【はい（4-2へ）・いいえ】

4-2 それほどどのような支援制度ですか。

4-3 性自認や性的指向に悩む個別の生徒やその保護者に対する支援制度として設置等を検討していることがあればお教えてください。

5-1 性自認や性的指向に悩む生徒の問題に関し、生徒に対し教育等の実施をされていることがあればお教えてください。

5-2 性自認や性的指向に悩む生徒の問題に関し、教員への研修や教育等の実施をされていることがあればお教えてください。

5-3 校内に性自認や性的指向に悩む生徒に関する委員会は設置されていますか

【はい・いいえ】

5-4 性自認や性的指向に悩む生徒の問題に関し、外部機関と連携されていることがあればお教えてください。(たとえば、医療機関、教育委員会等との連携や、委員会の委員の委嘱など)

5-5 性自認や性的指向に悩む生徒の問題に対応する場合、医師の診断書や検査を求めますか。(なお、生徒指導提要では、診断書等を不要としています。)

6 学校における性自認や性的指向に悩む生徒に関する問題について、検討すべき課題があればお教えてください。

7-1 性自認や性的指向に悩む生徒に対する校則の適用が問題になったことはありますか。

【はい(→7-2・7-3へ)・いいえ】

7-2 それはどのような校則ですか。

7-3 その際、どのように解決しましたか。

8-1 貴校では校則の公開はしていますか。

【はい(8-2へ)・いいえ】

8-2 どのような方法で公開していますか。

8-3 今回、校則をご提示いただける場合は、本回答用紙にご添付ください。

9 性自認や性的指向に悩む生徒の問題について、ご意見等がございましたら自由にご記入ください。

以上

* ご回答ありがとうございました。内容についてお問い合わせすることがございます。お手数ですがその際にもご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

富山県弁護士会 令和7年度 性の平等と多様性に関する委員会 委員

谷口 恭子（委員長） 平岡 路子（幹事）

池田 裕彦 川原 拓也 草野 友里恵 高坂 愛理

廣野 聡 美谷 拓也 安田 奈津希